

2026年7月28日
一般社団法人日本ホテル協会

「令和9年度税制改正要望」及び「予算・政策要望」の
決定について

日本ホテル協会（会長：蔭山 秀一 株式会社ロイヤルホテル 取締役会長）
では、7月23日（木）に開催した理事会において、「令和9年度税制改正要
望」及び「予算・政策要望」について別紙のとおり決定しました。

記

別紙1 令和9年度税制改正要望

別紙2 予算・政策要望

以 上

本件に関する問合せ先：

一般社団法人日本ホテル協会（大谷）

電話：03-3279-2706

令和 8 年 7 月 2 8 日

一般社団法人日本ホテル協会
会 長 蔭 山 秀 一

令和 9 年度税制改正要望

1. 物価高対策

(1) 交際費の飲食接待費の非課税上限の引上げと特例の延長

物価の高騰に対応し、飲食接待費の非課税上限（1 万円）を引き上げるとともに、交際費の特例（資本金 100 億円以下：1/2、中小企業：800 万円まで損金算入）を延長願いたい。

(2) 固定資産税（土地）の負担調整措置等の延長

都市部を中心に地価が上昇しているところ、評価額の 60%を上限に 5%ずつ引上げるといふ現行の負担調整措置及び条例減額制度を延長願いたい。

(3) 固定資産税（建物）の最終残価率到達年数の短縮

建築費の高騰により再建築価格を基にする評価額が上がるため、建物が古くなっても固定資産税が下がらないという問題がある。また、ホテル・旅館の最終残価率到達年数は 45 年であるが、顧客満足度を維持するために頻繁に施設・設備を更新せざるを得ず、宿泊 4 団体の調査では 32 年が適当であるとの結果が出ている。こうした実態を踏まえ最終残価率到達年を見直していただきたい。

(4) 産業競争力強化法の計画認定の再開

建築費の高騰により、ホテルの建て替え計画の中止・遅延が相次いでいる。このため、宿泊業に関して産業競争力強化法の計画認定に基づく特例を復活し、投資の範囲内で所得金額の 100%まで繰越控除を可能としていただきたい。

(5) 印紙税の廃止または非課税上限の引上げおよびキャッシュレス決済に係る見直し

経済のデジタル化に伴い合理性が失われている印紙税については、廃止するか、平成 26 年以来変わっていない領収書に係る非課税限度の 5 万円未満を 10 万円未満に引き上げていただきたい。また、スマホ等によるバーコード決済時に、チャージ型（プリペイド式）は課税、デポジット型（クレジット紐付け）

は非課税とされているが、事業者側が課税非課税を判断するのは極めて困難なので、一律非課税としていただきたい。

(6) 食料品の消費税減税の実施に当たっての手当て

食料品の消費税減税の実施に当たっては、システム改修に対する補助や外食控え対策など、十分な手当てをお願いしたい。

2. 観光立国推進基本計画の推進

(1) 観光人材投資促進税制の創設

深刻な人手不足対策として、宿泊業を対象に、賃上げ、新規雇用者の給与の引上げ、教育訓練費の増加に対する税額控除をお願いしたい。

(2) 宿泊業の危機対応準備金制度の創設

コロナ禍において42年分の利益に相当する損失を計上したこと、インバウンド依存により海外リスクが高まっていることを踏まえ、パンデミック、大災害、国際紛争などにより宿泊需要が消失する事態に備え、危機対応準備金を積み立てる際の損金算入を認めていただきたい。

(3) サイバーセキュリティ投資促進税制の創設

フィッシングやランサムウェアの被害の多発に対応し、サイバーセキュリティ対策につき、税額控除又は特別償却をお願いしたい。

(4) 外国人旅行者向け消費税免税制度の維持

インバウンド観光の競争力を維持するため、外国人旅行者向け消費税免税制度を維持願いたい。

3. その他

(1) 中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制の延長

中小企業投資促進税制（特別償却30%又は税額控除7%）及び中小企業経営強化税制（認定計画に基づき即時償却又は10%税額控除）を延長願いたい。

以 上

令和 8 年 7 月 2 8 日

一般社団法人日本ホテル協会
会 長 蔭 山 秀 一

予 算 ・ 政 策 要 望

1. 人手不足

- ・観光立国を支える国の基幹産業としての宿泊業の P R
- ・調理師専門学校・ホテル専門学校への入学者増加対策（高校生へ PR、奨学金等）
- ・特定技能外国人材受け入れ手続きの簡素化、技術・人文・国際の外国人材の外国人利用の多いホテルレストランでの活用、外国料理調理師の経験要件緩和（10 年→5 年）
- ・勤務間インターバル制度における宿泊業の特例
- ・効率化を阻害する自治体による旅館業法の上乗せ規制の調査と撤廃（常駐義務等）

2. 設備投資

- ・バックヤード（休憩室、寮等）整備補助及び省力化補助の拡充
- ・宿泊施設向け省エネ設備（LED、高効率ボイラー、空調）の導入補助の復活
- ・バリアフリー補助金の増額
- ・サイバーセキュリティ対策の補助金の新設
- ・補助金の使い勝手の改善（複数事業者共同等）
- ・OTA に対する宿泊税徴収システム構築補助

3. インバウンド

- ・中国による訪日自粛の撤廃の働きかけ
- ・外国人観光客の負担増加について慎重な対応
- ・国際観光旅客税値上げ（2026 年 7 月、1,000 円→3,000 円）、査証値上げ（2026 年 7 月、3,000 円→15,000 円）、JESTA 導入（2028 年度）
- ・地方空港の国際便の就航促進
- ・インバウンドブライダル促進
- ・グローバル MICE 都市における老朽 MICE 施設の建替・改修に対する補助

4. その他

- ・海外 OTA への旅行業法の適用

以 上